

## 4 . 緑化重点地区の計画

### (1) 地区の基本方針

地区の課題を踏まえて、基本方針を以下のように設定する。

#### **桐生市の歴史・文化を活かした魅力づくり**

桐生駅周辺は桐生市のエントランスとして、自然環境、近代化遺産などの歴史・文化、水と緑が豊かな桐生らしさを活かした街路や施設の緑化、都市公園などの整備を進めることにより本市の魅力をアピールするための顔づくりを進める。

#### **エリアをつなぐ水と緑のネットワークづくり**

本市全体の緑の連続性が保たれた美しい都市景観、自然と共生する都市環境を形成するとともに、地区周辺の自然、歴史・文化へのアプローチとなる豊かな緑と親しみのもてる水辺の演出による有機的なネットワークを形成する。

#### **安全・快適でうるおいのある住環境づくり**

住区基幹公園をはじめとする身近なレクリエーションやうるおいと安らぎの場であるとともに、災害時の避難路や避難地となり市街地の安全性、快適性を創出する都市公園などの緑豊かなオープンスペースを確保する。また、緑地の整備にあたっては誰もが快適に利用できる施設となるようにバリアフリー化を推進する。

#### **市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化推進**

自然の少ない市街地中心部の緑のボリュームを増加させるためには、市民と事業者、行政が一体となって役割分担を図り、パートナーシップを築きながら、公共公益施設、民有地の緑化を積極的を進める。

(2) 地区目標の設定

地区の緑化を推進するための都市公園等の配置及び緑化の目標を設定する。

都市公園及び都市公園等の配置目標

	現 況 (平成10年度)		目 標 (平成17年度)	
	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
都市公園	2.19	2.5	2.86	3.3
都市公園等 (都市公園 + 公共施設緑地)	14.87	17.0	15.54	17.8

緑化の目標

区 分		目 標 (平成 17 年度)	目 標 (平成 27 年度)
都市公園	街区公園	緑化率 30%以上	緑化率 30%以上
公共公益 施設	幹線道路	都市計画道路巴・元宿線(一部)の緑化 都市計画道赤岩線(一部)の緑化	市の管理する 幹線道路の緑化率 20%以上
	その他の 公共公益 施設	敷地内緑化率 20%以上とするか、 敷地内に高木 3 本以上または低木 10 株以上	敷地内緑化率 20%以上
私有地	住宅地	敷地内緑化率 10%以上とするか、 敷地内に高木 1 本以上または低木 3 株以上	敷地内緑化率 20%以上
	商業地	1 建物にフラワーポット 1 か所以上	1 建物にフラワー ポット 1 か所以上
	工業地	敷地内緑化率を空地の 10%以上とするか、 敷地内に高木 1 本以上または低木 3 株以上	敷地内緑化率は 空地の 20%以上

この目標値は、平成27年度を目標年次として、全市の緑化目標として示した値（公共公益施設：P.65、私有地：P.68参照）に基づき、緑化重点地区内において概ね5年後に実現すべき水準として設定したものである。なお、平成18年度以降は、平成27年度の緑化目標を目指す。

### (3) 地区緑化計画

#### 都市公園の配置目標

街区公園を桐生駅西側に3か所、厚生総合病院西側に1か所新たに整備する。さらに、新川公園から浜松町児童公園までつなぐ新川緑道を整備する。新川緑道については、短期整備は新川公園側の約0.2haとする。これらにより、都市公園の整備目標は9か所2.86ha、対象地区人口1人あたり3.3㎡/人となる。

新たに設置される都市公園は、水と緑や近代化遺産のデザインを取り入れるなど、本市の自然や歴史的特性を活かしたものとして、本市への理解と愛着を深めるような公園づくりを検討する。その際は、計画の段階から市民の意見を取り入れるなど、維持・管理等も含めて参加を促進する。

河川緑地の桐生大橋広場は、「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づきながら広く市民に意見を求め、長期的に整備を進めていくこととする。

表 都市公園の整備目標（目標年度・平成17年度）

種 別		名 称	現況 面積(ha)	整備目標 面積(ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	浜松町児童公園	0.42	0.42
			錦町二丁目児童公園	0.1	0.1
			街 - 61	-	0.1
			街 - 62	-	0.16
			街 - 63	-	0.08
			街 - 64	-	0.13
		近隣公園	新川公園	1.6	1.6
		都市緑地	浜松町緑地	0.07	0.07
		緑道	新川緑道	-	0.2
		計		2.19	2.86
	公共施設緑地	河川緑地	桐生大橋広場	6.05	6.05
			青少年広場	元宿町子ども広場	0.23
		学校グラウンド	昭和小学校	0.87	0.87
			昭和中学校	1.32	1.32
		市営住宅内公園	織姫団地公園	0.02	0.02
			新川団地公園	0.02	0.02
		その他の公共施設緑地	美原線花壇	0.05	0.05
			新川バラ園	0.05	0.05
			安楽土橋脇花壇	0.03	0.03
			陸上競技場	3.37	3.37
			庭球コート	0.67	0.67
	計		12.68	12.68	
	都市公園等計(都市公園 + 公共施設緑地)			14.87	15.54
	民間施設緑地 *	社寺境内地 *	浄運寺	1.21	1.21
			聖眼寺	1.11	1.11
			最勝寺	0.07	0.07
			常祇稻荷神社	0.24	0.24
雷電神社			0.29	0.29	
計		2.92	2.92		
施設緑地計(都市公園等 + 民間施設緑地)			17.79	18.46	
地域制緑地	風致地区	丸山風致地区	18.0	18.0	
	河川区域	渡良瀬川	39.3	39.3	
	地域制緑地計		57.3	57.3	
重複			17.78	17.78	
緑地総計(施設緑地 + 地域制緑地 - 重複)			57.31	57.98	
地区面積に対する緑地の割合(%)			23.9	24.2	
人口1人あたりの都市公園面積(m <sup>2</sup> /人)			2.5	3.3	
人口1人あたりの都市公園等面積(m <sup>2</sup> /人)			17.0	17.8	

\* 民間施設緑地となる社寺境内地は「桐生の寺社」に載っているものを抽出した

## 緑化の目標

### ア．街区公園の緑化

街区公園の緑化目標は、国の指針による緑化率 30%以上とする。緑化に際しては、地域の市民の意見を取り入れつつ、市の木（モクセイ）や市の花（サルビア）、シンボルである桐などを中心とした植栽を検討する。また、駅周辺の街区公園を中心として、施設のバリアフリー化を推進する。

### イ．道路緑化

道路緑化については、今後は桐生駅南北に位置する都市計画道路巴・元宿線、赤岩線の改良整備にあわせて緑化を推進するが、巴・元宿線については全線改良は長期的な目標となる。

本地区は市街地中心部であることから、可能な限り大気の浄化や災害時の延焼遮断効果などに配慮した街路樹により、新川緑道や新川公園などとの水と緑のネットワークを形成する。

商業地などの街路でボリュームのある街路樹の設置が困難である場合は、市民との協働により、低木によるグリーンベルトや、草花による緑化を安全性に配慮しながら推進する。

### ウ．公共公益施設の緑化

公共公益施設の緑化については、対象地区全体では敷地内緑化率 19.4%（P.79 表参照）となっているが、緑化率の低い施設も多くある。今後は、敷地内緑化率 20%以上とするか、敷地内に高木 3 本以上または低木 10 株以上を目安として可能な限りの緑化を推進する。緑化に際しては、市の木や市の花などを中心とした植栽とする。

また、緑化余地の少ない施設は、利用する市民との協働によりフラワーポットなどを設置して緑化を推進する。小・中学校についても、児童による花壇づくりなどを進めるとともに、可能な限り外周部の緑化を図る。

### エ．民有地の緑化

本地区は敷地内において緑化を推進し、うるおいのある街並みを地区全体で形成することにより、市内での緑化モデル地区となるように努める。

#### 住宅地

本市の緑化のモデルとなるよう地域の市民との協働により、安全で魅力的な生活空間を創出するために、接道部の生垣化による緑化を推進する。緑化余地の少ない住宅も多くあるが、グリーンバンク等を活用して敷地内緑化率 10%以上とするか、敷地内に高木 1 本以上または低木 3 株以上を目安として可能な限り緑化を推進する。

高齢化などにより、樹木の手入れが困難な世帯もあるため、地域のボランティア活動を促進しながら、地域全体で緑のボリュームアップを図る。

### 商業地

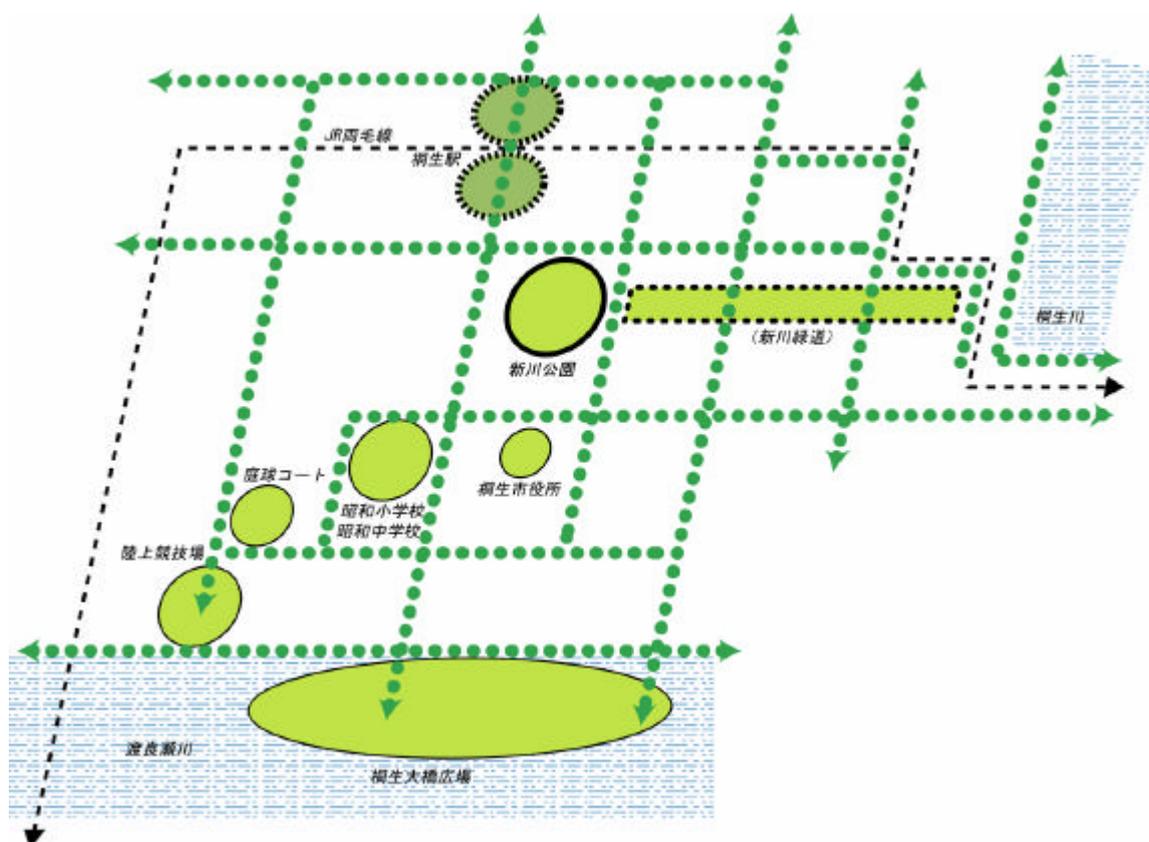
土地区画整理事業が進められている地区で地区計画による用途制限、敷地面積の最低限度、壁面位置の制限について規制されている。その他の地区についても、緑化余地の少ない中でも本市商業の中心となる地区として個性とうるおいのある美しい街並みを形成するために可能な限り緑化を推進する。「桐生市みどりと花の会」の事業により商店街への緑化指導を進めるとともに、商店会、業務地域の組合等との協働により、商業施設のデザインや色を合わせたフラワーポットを1建物前に1か所以上を目標として緑化を推進する。

### 工業地

住宅等と隣接している敷地が多く、周辺環境や景観に配慮し、「桐生市みどりと花の会」の工場・事業所緑化補助事業の活用などにより、接道する敷地外周を中心として緑化を推進する。緑化余地の少ない施設がほとんどであるが、敷地内緑化率を空地の10%以上とするか、敷地内に高木1本以上または低木3株以上を目安として可能な限り緑化を推進する。

## (4) 地区の緑地配置図

地区内の主要な緑地の位置及びネットワークイメージを示す。また、次頁に緑化重点地区緑地配置図を示す。



主な緑地の配置とネットワークイメージ図

